

工事請負契約の締結に伴いご提出いただく資料について

1 法定福利費を明示した内訳書について

このことについては、建設業の担い手の育成及び確保のための取組のひとつとして、新潟県土木部において本庁発注工事を対象に施行しているところです。この度、法定福利費の適切な支払いに向けた国からの要請やこれまでの試行結果を踏まえ、当部においても下記のとおり実施することとしますので、提出をお願いします。

(1) 対象工事

令和5年4月1日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての工事

(2) 提出内容

法定福利費（工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担額）を明示した請負代金内訳書を、電子データ又は書面にて、請負契約締結の日から起算して14日以内に監督員に提出してください。

様式は任意です。別紙の例示を参考としてください。

なお、入札の際に提出する工事費内訳書に法定福利費の金額を追記することでも対応可能です。その場合は、改めて請負代金内訳書を作成、提出する必要はありません（ただし、工事費内訳書記載の工事価格と入札額が同額の場合に限ります）。

※請負代金内訳書の詳細については、新潟県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356921902156.html>

2 保険契約証券等（法定外の労災保険）の写しについて

新潟県土木工事標準仕様書の改訂に伴い、いわゆる法定外の労災保険への加入及び証券等の写しの提出が昨年から義務付けられています。

提出は保険契約を締結した時となっていますが、工事毎ではなく会社として年間契約が行われている場合は、工事請負契約後、速やかに電子データ又は書面を監督員に提出してください。また、工期途中で保険の更新契約を行った場合は、更新契約後、速やかに電子データ又は書面を監督員に提出してください。

【参考：新潟県土木工事標準仕様書その1（令和4年2月改正）】

1-1-1-48 保険の付保及び事故の補償

4. 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に加入しなければならない。

5. 受注者は、保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものの写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

柏崎地域振興局地域整備部業務課業務係

電話 0257-21-6301